

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 豊橋くすのき学園	種別：児童発達支援センター	
代表者氏名： 鈴木 隆朗	定員（利用人数）：24名（30名）	
所在地：愛知県豊橋市高師町字北原1番地103		
TEL： 0532-61-8273		
ホームページ： <a href="http://tf-jigyokai.org/kusunoki/">http://tf-jigyokai.org/kusunoki/</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日：昭和49年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人豊橋市福祉事業会		
職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員： 9名
専門職員	（管理者） 1名	（事務員） 1名
	（児童発達支援管理責任者） 1名	（栄養士） 1名
	（児童指導員） 2名	（調理員） 1名
	（保育士） 8名	（嘱託医） 1名
	（相談支援専門員） 2名	（音楽療法士） 1名
	（言語聴覚士） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 2室	（設備等） プレイルーム、職員室
		医務室・静養室、調理室、相談室
		トイレ、言語療法室、地域交流室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

・法人 地域の中でいきいきと生活するために

・施設・事業所 「子どもたちの伸びる力を信じて。生き生きと、楽しく、主体的に生きていくために」

#### ★基本方針

子どもの健やかで、着実な発達を促し、豊かな世界を広げる。

子どもの良いところ、発達の遅れや偏りをありのままに受け入れ、子育てを前向きに楽しめる親子関係をめざす。

地域全体の子育て支援力を高める取り組みを進める。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・発達支援  
一人ひとりの子どもの特性を考慮し、個々の発達状況を踏まえ、保護者とともに「児童発達支援計画」を作成して総合的に支援する。
- ・移行支援  
地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになっていくとともに、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う。
- ・家族支援  
家族がかかえる悩みや不安等への相談、家族同士の交流、家族への情報提供を個別に行う。
- ・地域支援  
児童発達支援センターとして、地域で暮らす障害児の相談やペアレントトレーニングを実施するなど、支援の充実を図る。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 4月25日（契約日）～ 令和 7年 1月 6日（評価確定日） 【令和 6年 9月19日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （令和 3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆管理者の改善意識

実質的な事業運営の管理は前園長（現副園長）に委ねられており、卓越した知識や豊富な経験をもって事業所運営にあたっている。改善意識が強く、法定の自己評価や保護者評価、定期的な受審している第三者評価の結果から改善課題を抽出して改善活動に繋げている。前回の保護者評価からは7項目の課題が改善・解決された。前回（令和3年度）の第三者評価受審の結果から、「第三者評価受審後の対応について」との改善計画書を作成し、「b」判定の項目を中心に改善活動を実施している。

◆保護者の事業所理解

様々なツールを使って事業所の情報を保護者に伝えており、保護者アンケートの「理念・基本方針の保護者周知」と「事業計画の保護者周知」は、ともにアンケートに回答したすべての保護者が肯定している。事業計画の説明においては、前年度の事業報告書と次年度の事業計画を1表にまとめ、分かりやすく説明している。特に保護者の興味や関心の高い項目に関しては丁寧に説明しており、保護者の正しい事業所理解に繋がっている。

◆利用者を尊重する姿勢

「パンフレット」や「入園のしおり」等に子どもを尊重する保育・療育の姿勢（理念や基本方針）が明示されている。書類作成時には、人権や文化、言葉の違い等に配慮し、必要に応じてポルトガル語・英語・タガログ語の外国語バージョンのものを作成して対応している。保護者アンケートでは、保育・療育内容の理解者は100%である。この結果は外国語バージョン作成の成果とも言えるが、その根底には利用者を尊重する職員の意識がある。

◆子どもの生活と遊びを豊かにする保育

必要に応じて保護者と面談し、話し合った内容を個別支援計画に反映させている。計画に反映させる具体的な内容は、児童発達支援管理責任者と担任が相談して決めている。戸外で遊ぶ機会を多く取り入れ、熱中症に気を配って近くの公園にも出かけている。人間関係が育まれるように友だちと手を繋ぎ、社会的ルールや順序、態度を身に付ける機会でもある。地域の人と関われる機会でもあり、これらの体験が子どもの生活を豊かにしている。

◇改善を求められる点

◆ダブルスタンダードの解消

事業計画に取り上げた「重点項目」と、目標管理制度で設定している事業所の「重点課題」とが整合しておらず、ダブルスタンダードの状態である。事業計画の「重点項目」は、職員が年度を通して取り組む必要があり、また目標管理の「重点課題」は、職員の個人目標の設定の基ともなるものである。双方を整合させ、実効性のある取組みとされたい。加えて、これらの重要な項目に関しては、数値目標や具体的な到達点を設定して取り組むことが望ましい。

◆食事を楽しむ工夫

支援計画に取り上げ、花壇でミニトマトやオクラ・ミニコーン等を育てて給食時に食している。子どもたちが食事を楽しむ工夫として、発達の状態により「訓練皿」を用いている。皿が動かないように少し重い皿を用意したり、滑り止めが施された食器を使ったりしている。すくしやすいように傾斜したものもある。しかし、これらの活動や支援がばらばらであるので、項目ごとに整理して食育計画を作成することが望まれる。

◆災害時の子どもの安全確保

災害時対応体制が定められ、保護者や職員等の安否確認はラインを活用することとしている。引渡し訓練は総合防災訓練時に行っている。BCP（事業継続計画）は作成されているが、保育・療育を継続するための具体的な対応が分かりづらい。詳細な内容と手順、職員の役割分担等を定めたマニュアルの作成が望まれる。防災計画に沿って消防署立会いの訓練は行っているが、地域と連動した訓練は実施していない。地域を巻き込んだ防災訓練の実施を検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

高い評価をいただきありがとうございました。改善が求められる点は、事業所としても弱い点だと自覚しているものです。事業計画の重点項目と個人の目標管理を整合させるよう検討をしていきます。また、BCP（事業継続計画）についても保育・療育を継続させるための具体的な対応についてさらに検討していきたいと思っております。

子どもや保護者への支援力を向上させるよう職員一同今後も努力をしていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 法人の理念に沿って事業所の理念や基本方針を定め、ホームページやパンフレットに掲載している。職員に配付する「支援のしおり」や、保護者に渡す「入園のしおり」にも記載されており、職員、保護者ともに、いつでも確認することができる。家族アンケートの「理念、基本方針の保護者周知」は、回答した保護者全員が肯定している。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 様々なチャネルを使って事業運営に資する情報を取得している。副園長が市の自立支援協議会や、その中でも支援専門部会で要職を務め、事業運営に関する情報量に不足はない。児童発達支援に関する卓越した知識を有しており、行政（市）に対しても様々な提言を行っている。事業所の財務・収支に関しては、職員を含めて検討、討議の機会を設けている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 経営課題を、事業計画の重点項目（2点）に取り上げて取り組んでいる。事業計画に掲げた重点項目は「単独通園支援」と「子育て支援」であるが、どちらも職員に趣旨を説明した上で計画的に進めている。さらに、当事業所が地域の障害児支援の中核として位置付けられている点について、制度や仕組みをどのように構築していくかを考察している。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	① a ・ b ・ c
<コメント> 5年先を見据えた「中期計画書」が策定されている。毎年実施する自己評価を基に見直しを行い、常に5年先までの「中期計画書」を完備している。法令や制度、行政の仕組み等が目まぐるしく変動する中、「中期計画書」の精緻な評価・見直しの実施により健全な事業運営が可能となっている。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 職員が行う自己評価とともに、単年度の事業計画の評価・見直しの結果も中期計画策定の主要な要素となっている。その点で、中期計画と単年度の事業計画とのつながりは深い。課題は、事業計画の各項目に数値目標や具体的な到達点が明示されていないこと、また、目標管理面で設定されている5項目の重点課題が、事業計画の重点項目として反映されていない点である。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 法定の職員による事業所評価を毎年12月に行い、事業計画の評価・見直しも同時期に行われている。それらの結果を職員会議に挙げ、事業報告書の作成とともに課題を次年度の事業計画につなげている。事業計画の作成に関する職員の関与は深く、組織的な取組みとなっている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 「理念・方針の保護者周知」と同様に、「事業計画の保護者周知」もまた100%の肯定率である。事業報告と事業計画を分かりやすく1表にまとめた資料を使って説明し、さらに保護者の興味や関心の高い項目を丁寧に説明している。法定の保護者評価から課題を探り、事業計画に盛り込む取組みは特に秀逸である。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 定期的に第三者評価を受審し、事業所全体に療育・保育の質の向上に向けた高い意識が感じられる。毎年度の法定の職員による自己評価にも真剣に取り組んでいる。それらの評価を「目的」として捉えず、改善のための気づきを得る（支援の質を上げる）ための「手段」として捉えており、ここから様々な改善や改革が生まれている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 前回（令和3年度）の第三者評価受審の結果から、「第三者評価受審後の対応について」との改善計画書を作成し、「b」判定の項目を中心に改善活動を実施した。また、法定の保護者評価からも7項目の改善点を抽出し、改善活動に繋げている。管理者が改善点を示すだけでなく、職員全員の取組みとしている点を高く評価したい。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt; 事業所運営の実質的な管理業務は、前園長である副園長が担っている。管理者（副園長）の職責は「管理規程」に記載があり、自らの運営方針や考え方を毎月の職員会議時に書面を配付して示している。保護者向けの「くすのきだより」でも所信を表明している。管理者不在時の職務権限代行者を、非常時に関してはBCP（事業継続計画）に、平常時については「勤務表」に明記している。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt; 管理者のコンプライアンス意識は高く、法改正や制度変更に関する説明会や研修に参加して正しい知識を修得している。今年度（令和6年7月）の「児童発達ガイドライン」の改訂に際しても、職員に概要版を配付して説明し、周知・理解に努めている。職員に対しては、毎月虐待に関するチェックリストによる振返りを行っており、他法人からの講師依頼もある。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt; 目標管理の一環として実施している職員との個別面談で意見を得て、それらを事業運営に反映させている。保護者意見にも耳を傾け、法定の保護者評価からも改善課題を抽出している。子どもの靴の脱着場所の改善やベランダへのベンチの設置、余裕ある送迎時間の設定、公式Line、デンタツくんの開設等々、子どもや保護者の満足度アップの改善例は枚挙に暇がない。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt; 業務の実効性を高めることにより、職員にとっての働きやすい職場づくりを目指している。これまで手作業で行っていた職員の勤怠管理がICT化され、職員の事務時間の軽減が図られた。職員1人当たりの月平均時間外労働は5時間程度である。時間外労働の削減を進めるために、職員の意識改革も行っている。</p>			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt; 事業所の中長期計画に人員配置の計画があり、毎年見直しを行っている。職員の確保に関しては、正規職員は法人本部の主導であるが、非正規職員（契約職員、パート職員等）は事業所（管理者）の権限で採用活動を行っている。定着対策として、福利厚生の実施や個別面談の実施、産業医による相談窓口の開設等がある。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt; キャリアパスが構築され、「人事制度実施要綱」の別表「職務職階に求められる定義」に、求められる職員像を明文化している。キャリアパスに沿った人事考課制度が運用されており、「人事考課シート」を用いて職員による自己査定の後、上司による1次考課、2次考課が行われている。人事考課の結果は、「人事考課通知書」として職員個々にフィードバックされる。</p>			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	①	a · b · c
<コメント> 毎年10月に職員から「自己申告書」の提出を受け、管理者が職員一人ひとりの就労意向を把握している。期首、期中、期末の目標管理の面談時にも、職員から個人的な相談を受けることもある。子育て中の職員が多く、子どもの看護休暇として、子どもひとりにつき年間5日間、上限10日間が認められている。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	① · b · c
<コメント> 「目標管理シート」を用いた目標管理制度が運用されており、期首に目標設定面談を行い、期中(9月)に進捗確認面談、期末(2月)に最終評価面談を行っている。事業所の重点課題が5項目設定されており、職員はその中の一つを選んで具体的な個人目標へと展開している。課題は、事業所の重点課題5項目が、事業計画の重点項目と整合していない点である。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	①	a · b · c
<コメント> 事業計画の中に研修計画が含まれ、職員は計画に従って研修を受講している。履修後には「復命書」が提出され、受講した職員は職員会議で報告している。また、研修資料等が職員間で回覧され、情報共有が図られている。「復命書」に記された受講者の「気づき」や「アクションプラン」は、1ヶ月後に職員本人が自己評価し、管理者がチェックしている。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	① · b · c
<コメント> 法人主導の研修、事業所独自の研修、外部へ出向く研修等、様々な研修が計画されており、職員の研修機会は多い。法人研修や外部研修への参加が難しい非正規職員に対し、事業所内で行う研修への積極的な参加を促している。資格を維持するために必要な研修に関しては、法人本部が把握している。職員個々の履修履歴の管理に一考の余地がある。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	① · b · c
<コメント> 前回(令和3年度)の第三者評価受審後に、実習生を受け入れるためのマニュアルが改訂された。そのマニュアルに沿い、実習生を受け入れている。昨年度は、コロナ禍の影響も残っていたためか、1校1名の受入れにとどまっている。課題は、実習の最後に実施している反省会において、マニュアルに掲げている目的達成の可否に言及していないことである。			

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	①	a · b · c
<コメント> ホームページを使って様々な情報を開示しており、地域に開かれた事業所としての存在感を示している。職員に対しても、保護者に対しても、また地域社会に対しても、常に正しい情報の提供を心掛けている。受け付けた苦情やクレームに対しては、「苦情解決に関する要綱」に従って解決を図り、結果を「事業報告書」の中で報告している。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	①	a · b · c
<コメント> 事業所における現金出納は、「経理規程」に則り、10万円を限度とする小口現金制で処理されている。物品の購買に関しては、管理者を決裁者とし、事務員に出納責任を委ねることによって内部牽制が働く仕組みとなっている。法人監事による定期的な内部監査が実施され、「監査報告書」には様々な指摘事項が羅列されていた。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「地域の中でいきいきと生活するために」との法人理念が、社会福祉法人としての使命感や運営の方向性を示している。保育所に倣って「全体的な計画」を策定しており、その中には具体的な「地域支援」や「地域交流」の取組みが列挙してある。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「サービス提供マニュアル」の中に「ボランティアの受入れ」の項があり、そこに示された手順に従って様々なボランティアを受け入れている。中学2年生の福祉体験学習や高校生のインターンシップ、夏休みを利用した大学生のボランティア等々、多彩な人たちが関わることで、子どもたちの社会性の伸長にもつながっている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもたちのために活用できる社会資源を、地域の情報とともに玄関に掲示している。市の福祉部が発行している障害福祉ガイドブック「くらたあ」を、地域の社会資源のリスト（情報源）として活用している。子育て支援の中核事業所としての位置づけであり、障害福祉課や子育て支援課、自立支援協議会（こども支援専門部会）等との連携も密である。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      市・自立支援協議会のこども支援専門部会では主動的な役割を担い、地域の子育てに関する課題やニーズを受け止めている。特別支援学校や相談支援事業所連絡会から、地域の子育てに関するニーズを拾っている。子育てに悩む保護者からの電話相談にも応じ、地域ニーズの把握に努めている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      法人として、学童の居場所づくり「ここはあと」の取組みを進めており、月に2回の開催日には約10名の子どもが集まる。市のペアレントトレーニングの拠点として活動し、子育てに悩む母親からの電話相談にも応じている。</p>			

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<コメント> 「パンフレット」や「入園のしおり」に、子どもを尊重する保育・療育の理念や基本方針を明示している。保護者アンケートでは、保育・療育内容の周知、理念の周知等は100%の理解である。職員は、年1回のチェックリストで共通理解を計っている。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c	
<コメント> 子どものプライバシー保護や虐待防止に関する規程・マニュアル等を作成し、職員研修を5月に行った。保護者にも入園説明会でSNSに上げる事を禁止し、徹底するために行事ごとに確認している。単独通園では、プールの着替え場面で一部の子どもが室外で水着を脱ぐことがあるので、子どものプライバシーを守るため、子どもの姿を隠せるよう検討している。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<コメント> 事業所の理念・方針・特性等を紹介した資料は、保健センターや当施設内、インターネット等、手に入る機会が多くある。資料は写真やイラスト、絵等を取り入れて親しみやすい工夫している。見学希望者には主に副園長が対応し、パンフレットを配付し、口頭説明や体験、見学等を行って丁寧に対応している。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ② ・ c	
<コメント> 保育内容は、入園説明会や「入園のしおり」等で説明し、保護者の同意を得て書面を残している。同意書には、SNSに子どもの写真の掲載を禁止していることも記載されている。園の便りや掲示、デンタツくん等も活用して伝えている。配慮の必要な保護者説明はルール化されておらず、不安な時は先輩や上司に助言を仰ぎ適切に説明している。ルール化を図りたい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 保育・療育の継続性に配慮し、サポートブックや言語療法の引継ぎ書を活用している。退園、転園後のアフターケアとして保育園等を訪問したり、進路先に出向いたりして情報交換を行っている。保護者が相談できる担当者はいるが、継続対応の窓口の設置はない。利用が終了した時やその後の相談方法、担当者について、分かりやすく説明した文書を手交することが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c	
<コメント> 満足度調査として事業所評価、嗜好調査を年1回行い、さらに行事後アンケートを取り、把握した結果を分析している。定期的に面接や保護者会を実施して保護者の意向を確認している。今後の面接時には、質問項目を見直して、利用者（子どもと保護者）の満足度に関する意見を聴取する準備をしている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c	
<コメント> 苦情解決体制を整備し、保護者には入園時に説明している。苦情解決の仕組みを分かりやすく説明したポスターが玄関先に掲示されている。苦情解決記録は残っているが、2023年以降苦情はない。意見や相談は、連絡帳や送迎時のコミュニケーションで解決している。苦情内容の公表は法人ホームページで行われている。意見箱が機能しておらず、気軽に利用できる方法を検討中である。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者が相談や意見を述べる際、複数の方法や相談相手を選ぶことが出来る事等の説明文書を配付し、口頭でも伝えている。相談室は複数あり、主に職員室の隣の相談室を利用している。相談内容が聞こえず、他の保護者にも見えない場所であり、相談しやすく意見が述べやすい環境に配慮している。終礼等で相談内容を共有している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 意見箱を設置している。行事後にはアンケートを実施し、保護者の意見を積極的に把握しようとしている。保護者から意見や要望を受けた際の記録や報告の手順等を定めたマニュアルは整備されており、年に1回見直しを行っている。保護者からの意見等は終礼や会議で共有し、保育・療育の質の向上に役立っている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 事故発生時の対応と安全確保のマニュアルを整備し、事故防止に関する研修を年1回行っている。アクシデント、インシデント報告書があり、未然防止、再発防止に取り組んでいる。散歩等で近くの公園を利用していることから、安全な使い方も明示されている。改善方法で悩んだときは相談できる体制が整っており、安全点検や防犯訓練、「事故報告書」等を記録として残している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「感染症対応マニュアル」は整備されており、感染症対策についての職員研修も行っている。今年度は食中毒と感染症対応の研修を2回行っており、手洗い、マスク、消毒を徹底して予防に努めている。換気も常に注意して行い、感染の予防策が適切になされている。保護者への情報提供にも配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 災害時対応体制が定められ、保護者や職員等の安否確認はラインを活用している。引渡し訓練は総合防災訓練時に行っている。BCP（事業継続計画）が作成されているが、さらに、詳細にわたるマニュアル作成が望まれる。「備蓄リスト」が作成され、飲食物等が3日分用意されている。訓練の内容がパターン化しており、地域と連携した訓練を含める等、見直しが望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「運営規定」や「入園のしおり」等、一目でわかる標準的な実施方法が文書化されている。更に研修をして実施方法の活用を確かなものにしていく。個別の支援計画を作成し1冊のファイルにして確認がしやすくまとめられている。標準的な実施方法が実践されているか、その確認は個別支援計画等の会議や個別支援計画作成時に行っている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法としての文書が明文化されている。毎日の振り返りや翌日の事前の打ち合わせは毎日の終礼で行い、実施方法の見直しは半年に1回PDCAサイクルを活用して会議で行っている。同時期に保護者面接があり、職員からの意見や提案を反映させ、課題を共有して保育・療育の質の向上に役立っている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前に時間をかけて丁寧に聞き取り、個別支援計画は定められた様式で作成している。現在使用中の様式は10月から変更となる。アセスメントに関する協議は、当施設の職員以外に参加者はいないが、保護者の意向把握と同意を得た手順で行われている。しかし、言語訓練についてはアセスメント手法が確立されておらず、今回の様式変更時に整えることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>半年に1回、保護者面談と支援計画会議を経て支援計画を策定している。支援計画は1冊のファイルにまとめ、誰もが確認できる。しかし、職員に周知する手順や急遽変更になった場合の仕組みには課題が残る。評価・見直した結果を、個人の記録で終わらせることなく次の指導計画に生かすには、関係職員で共有して周知を図ることが必須となる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達状況、生活状況を把握して個別指導計画を作成している。記録する担当者が記入内容に差異が生じないよう新人指導者がいる。マニュアルを使って一緒に考えたり、「もう一度見てみようか」と言って工夫に導いている。FTCare iを活用して職員間で共有している。急を要する時は、朝礼・終礼・ノート等を用いて的確に届く仕組みがある。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「個人情報保護規程」により、記録の保管、保存、破棄等が規定されている。「情報開示規程」もある。USBメモリーは使用禁止である。子どもの様子を記録写真に収めているが、カメラの保管は管理不足であり、情報漏洩に対する対策を規定することが望ましい。職員は月1回、チェックリストを使って意識向上を図っている。保護者には「重要事項説明書」で入園時に説明している。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は、施設の理念・方針等に基づき作成されている。地域支援事業（保育園訪問）や地域交流事業（福祉祭り・豊橋まつり）が記載され、子どもの心身の発達等も実態に合わせて計画が策定されている。主任を中心に、保育・養育に関わる職員が参画して作成している。「全体的な計画」を振り返り、評価を行って次の作成に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>暑さ対策として各部屋に温湿度計設置し、冷房等で常に適切な状態を保持している。コロナ禍に対する配慮も継続中である。子どもの様子が見られるよう、職員トイレも同じ場所に設置されている。トイレは明るく清潔で、扉が付いた個室で人権にも配慮している。扉には子どもが喜ぶ絵を施している。手洗い場の蛇口は、子どもが手を動かすようにと、「ひねる式」である。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達過程で生じる個人差を把握し、子どもの状態に応じた保育・療育に心がけている。職員は穏やかに子どもに接しており、安心して自分の気持ちを表現できるように配慮している。さらに職員の支援力のアップに取り組んでおり、新任職員には可能な限りの研修参加を奨励し、自身で考える機会を与えている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活習慣を身に付けていくためには、家庭での保護者の協力が必要になってくる。情報交換は連絡帳や送迎時のコミュニケーション等である。さらに、子どもが理解できる働きかけも必要となる。ほめてやる気にさせる方法が、「支援のしおり」に「ほめ方のコツ」として記載されている。子育て相談等の願いが出た時は、相談できる環境を用意して援助している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>必要に応じて保護者と面談し、支援計画に反映させている。具体的な内容は、児童発達支援管理責任者と担任とが相談して決めている。戸外で遊ぶ機会を多く取り入れ、熱中症に気を付けて近くの公園にも出かけている。友だちとの人間関係が育まれるよう、手を優しく繋ぐ事や社会的ルールである順番や態度を身に付ける機会でもある。外出支援は、地域の人と関わる機会ともなっている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「よい母子関係、子育てを楽しむ」を目標に掲げている。家庭との連携は連絡帳や登降園時の会話であり、個々の発達段階に合わせた支援計画を作成して支援している。自我の育ちから、時に噛みつきもある。職員が「貸して」、「待ってね」の関りをして、自我の育ちを受け入れている。口唇時期でもあり口や手にした玩具類は全て別籠に入れ、保育・療育の終了後に消毒している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 玄関・保育室・トイレ等はバリアフリー化している。全ての子どもに個別支援計画があり、計画に基づいて、また子どもの成長に応じて保育・療育を行っている。親子通園のため、保護者が常に子どもの状態を把握しているが、職員が気付いたことは都度保護者に伝えている。必要に応じて医療機関や専門機関から助言を受ける等、密に保護者との連携を図っている。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「日課表」から一日の生活時間を見通し、保育・療育の連続性に配慮した個別支援計画を作成している。子ども個々の状況については、ノートや朝礼・終礼で情報共有している。在園時間に配慮し、14時におやつを提供している。おやつは市販のお菓子で、子どもに手先を使って袋を破らせている。降園（14時30分）後の17時まで個別相談を受け入れている。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 健康管理に関するマニュアルがあり、子どもの健康状態を把握している。子どもの体調不良や怪我などは即座に保護者に伝え、事後の確認はその日のうちに行っている。予防接種の状況把握は保護者からの申し出によるが、年度初めに保護者に再確認している。「保健だより」の発行はなく、乳幼児突然死症候群のマニュアルも未整備である。子どもの保健に関する計画も作成されたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 年2回、健康診断を行っている。健康診断の結果を記録に残し、職員にも周知されている。訪問日の昼食後に、職員がパネルを使って親子に歯磨き指導をしていた。家庭での生活習慣にも取り入れるよう、働きかけている。「保健に関する計画」は未整備であるが、健診の結果を保育・療育に反映させることが望ましい。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 現在アレルギー児は在籍していないが、該当する子どもがいれば、医師の指示の下に適切な対応を行うこととしており、保護者には入園式で情報提供している。給食おやつ等は、全員同じものを食べている。アレルギー疾患、慢性疾患について、職員は研修により知識・情報を習得している。緊急時に備え、各種の対応マニュアルが整備されている。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 食育計画はないが、支援計画で花壇でミニトマトやオクラ、ミニコーンなどを育て、収穫して食している。食事を楽しむ工夫として、発達の状況により「訓練皿」を用いている。動かないように重い皿で、食器には滑り止めが施され、傾斜していてすくいやすい。保護者には嗜好調査も行っている。各活動がばらばらであるので、食育計画としてまとめることが望ましい。		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 同法人経営の保育園が隣接しており、そこで調理された給食が届く。施設内で調理しないため、残食記録を献立や調理には活かさない。地域の食文化は「みそ」であり、具沢山の味噌汁や鶏肉焼きを味噌とマヨネーズで和え、子ども向きの味にしている。行事食にケーキやゼリーを出し、季節感も配慮している。調理員と関りを持つことや、残食記録を献立に活かす方法を検討されたい。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者との情報交換は、連絡帳や登降園時の会話が主となっており、掘んだ内容を個別支援計画に反映させている。保育参観や運動会、発表会など、保護者が保育・療育の内容を理解する機会としている。「行事を楽しみにしている」という声が保護者アンケートでも多く寄せられた。子どもの成長を保護者と共有し、保護者からの家庭の情報をすべて記録している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者が安心して子育てができるよう、個別の支援発達課題に取り組んでいる。保護者からの子育て相談にはいつでも応じ、相談内容を記録に残している。それらを保育・療育に反映させ、職員には朝礼・終礼で周知している。必要に応じて、専門機関からも助言を得ている。療育の環境や指導方法を、次の受入れ先となる保育園が見ることが出来るよう公開している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 虐待等権利侵害を発見した場合の対応マニュアルを整備し、マニュアルに基づく職員研修を年1回行っている。毎月虐待防止委員会を開催し、不適切対応や家庭での状況等の把握に努めている。虐待等権利侵害の恐れのある事例が1例あるが、児童相談所と連携を図って取り組んでいる。虐待等の早期発見のため、日々の子どもの様子を丁寧に見守っている。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 年に1回、法定の事業所評価を行い、毎月「チェックシート」を使って職員自身の振り返りを行っている。自己評価は、課題や改善点等については毎月の振り返りを行い、個人目標については中間で進捗を確認し、期末に1年間の評価をしている。学園全体の目標と職員それぞれの目標とを連動させ、自己評価と事業所全体の評価につながりが持てるよう更なる改善や実践を期待したい。		